

産後ケア利用前に県外の医療機関等へお渡してください

## 千曲市産後ケア事業の実施について(お願い)

日ごろより、本市の母子保健事業にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
本市では、市民の方が契約機関以外で産後ケア事業を利用される場合、指定の利用方法に限り、利用料の助成を実施しています。  
つきましては、利用者の経済的負担の軽減及び継続的な支援のため、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象者

利用日において千曲市に住所がある出産後1年未満の産婦及びその子

#### 2 対象施設

千曲市と産後ケア事業の契約をしていない医療機関または助産所

#### 3 千曲市産後ケア事業の内容

##### (1)利用形態

利用形態	内容	助成回数 ※
宿泊型	・医療機関等で、宿泊によるケアの実施	宿泊型、通所型、訪問型あわせて7回
通所型	・医療機関等で、通所によるケアの実施 ・4時間または8時間の利用	
訪問型	・里帰り先等の居宅への訪問によるケアの実施	

事業に要する費用には、食事代、衣類等の洗濯料または乳児のミルク代やおむつ代、交通費、駐車場代等は含まないものとし、全額利用者負担となります。

※助成回数は、千曲市が契約する医療機関等での利用回数を含む

##### (2)支援の内容

- ・母親の身体的ケア、保健指導及び栄養指導
- ・母親の心理的ケア
- ・適切な授乳が実施できるためのケア(乳房ケアを含む)
- ・育児の手技についての具体的な指導及び相談
- ・生活の相談及び支援

※上記に該当しない内容は、助成の対象外です。

## 4 実施方法

### (1)利用前の確認

ご提供いただく産後ケアが、本市の助成の要件に適合するか利用者をご確認ください。

### (2)産後ケアの提供

こども家庭庁の示す「産後ケアガイドライン」に基づき産後ケアのご提供をお願いします。

利用者から「産後ケア実施記録」を受取ってください。

### (3)利用後の処理

費用の全額を利用者にご請求ください。

産後ケア事業の利用がわかる領収書(診療明細書)と「産後ケア実施記録」を利用者にお渡しください。

母子健康手帳(産後ケアの記録のページ)に利用状況をご記入ください。

## 5 その他

市の指定する支援内容以外は、助成の対象とならない場合があります。ご不明な点がございましたら、利用前に下記までご相談ください。

領収書(診療明細書)には、市の指定する支援内容に含まれない料金や多胎児加算料、きょうだい児加算料などを必ず明記してください。

利用者が、継続的支援が必要と判断される場合は、速やかに市に情報提供のご協力をお願いします。

[問い合わせ先]

千曲市健康福祉部健康推進課母子保健係

電話 026-273-1111(内線:2133)